狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26 年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「主任介護支援専門員(」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に、「修了した者」を「修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了しているものに限る。)」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施 行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29 年改正省令」という。)附則第2条第1項及び第2項の規定により介護保険法施行 規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する 主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成29年改正省令附則第2条 第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改 正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)(平成29年改正省令 附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 27年厚生労働省令第19号)附則第3条の規定により読み替えて適用される場合 を含む。)に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

平成29年9月1日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

介護保険法施行規則の改正に伴い、主任介護支援専門員に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。